

次世代育成支援対策推進法 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2021年4月1日～2024年3月31日（3年間）

2. 目標と取組内容

目標 1：計画期間内に、育児休業取得率を次の水準以上にする。
女性職員・・・取得率90%を維持する（現状は100%を達成）
男性職員・・・取得率35%以上にする（前期は32.2%）

<対策>

- 男性職員も育児休業を取得できることを周知、意識付けする
- 新入職員を対象とした研修を実施して
労働条件及び育児休業取得促進を周知する

目標 2：事業所内保育施設の利用拡大

<取組内容>

- 環境に恵まれた事業所内保育園を敷地内に開設（2017年3月～）
- 病児保育の預かり開始（2017年5月～）
- 母親の育児相談・指導の強化（2018年4月～）

<対策>

- 妊娠中や産休・育休、看護休業等復帰後の女性職員の
離職を防ぐための様々な相談の窓口利用を促進（事務管理部）
- シングルマザーの支援を図るため
小学1年～3年生までの夜間保育(学童)の受入れ開始
- 育休復帰後の認可保育園に受入れがされるまでの0歳・1歳児の
受入れにより職員が安心して働ける環境づくりを行う